

秦野市都市計画公園・緑地の見直し計画素案に対する 意見募集結果について

1 意見募集期間

平成29年10月23日（火）～11月22日（水）

2 意見募集の周知方法

広報はだの10月15日号及び市ホームページ

3 計画案の公表の方法

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 都市政策課における閲覧

4 意見提出の方法

郵送、FAX、電子メール及び持参の方法による

5 提出された意見の内容及びその取扱い等

- (1) 件数等の内容及び対応状況

内容分類	件数	意見への対応区分（※）			
		A	B	C	D
① 第4章 見直し手順に関する事	1			1	
② 第5章 見直しの検討内容に関する事	4				4
③ 第6章 今後の進め方に関する事	1				1
④ その他(全体にわたる意見等)	15				15
計	21	0	0	1	20

A：意見等の趣旨等を計画に反映したもの

B：意見等の趣旨等は既に計画に反映されていると考えるもの

C：意見等の趣旨等を計画に反映することは困難だが、参考とさせていただくもの

D：内容に関する質問・感想等その他のもの

秦野市都市計画公園・緑地の見直し計画素案に対する意見募集等について

通番	内容分類	意見・質問の趣旨	回答	区分
1	①第4章見直しの手順に関する事	P11の「見直しフロー」について、「地域・近隣住民の存続要請やパブリック・コメントの結果からの存否」がなぜ入っていないのでしょうか。 行政側の事情ではなく、実際に使用する住民の意向を盛り込んだフローにすべきと考えます。 このフローが県からの「あてがいぶち」であるならば、市独自のフローを作ってしまうべきです。	P11の見直しフローは、都市計画公園・緑地を見直すうえでの考え方をフローにしたものであり、手続きの流れを示すものではありません。計画の策定においては、パブリックコメントにおいて市民の方から意見をいただきそれを考慮にしたうえで、計画を策定していきます。	C
2	②第5章見直しの検討内容に関する事	P12の「ステップ1」赤字部分の、“弘法山公園は当初の目的(総合公園)が達成されているとは言えない”について、なぜ達成されていないのでしょうか。 その理由と問題点を教えてください。	総合公園として都市計画決定された弘法山公園の当初の目的は住民のレクリエーションの向上、風致の保全となっています。また、総合公園自体は、都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的としています。現状は、散策路や展望台といったレクリエーション施設があり、風致の保全についても、自然公園法に基づく特別地域の指定により担保されていますが、総合公園という都市計画の位置付けから考えると遊戯や運動等の機能を有する施設が整備されていないため、当初の目的が完全に達成できているとはいえない状況です。 仮に整備を行う場合には、自然公園法による厳しい土地利用の規制等があるため、総合公園として必要な機能を有した施設を整備することは、困難な状況です。	D
3	②第5章見直しの検討内容に関する事	P13の「必要性の検証」および「実現性の検証」において、弘法山公園が難しいのは、結局「求められる機能がないから」ですか？「財政的に整備ができないから」ですか？ 財政云々の話を持ち出すのであれば、カルチャーパークの過大な整備に関しては、市民から少なからず不満が出ています。その費用対効果の中で勘案していくべきものと思いますが、弘法山に関しては“財政的に回せないから機能を備えることができない”従って「達成できていない」という解釈でよろしいでしょうか。	弘法山公園は昭和25年に都市計画決定されましたが、昭和35年には自然公園法に基づく県立丹沢大山自然公園特別地域に指定されており、自然公園法による厳しい土地利用の規制等により整備が進まず今日に至っております。公共施設の整備に当たっては、当然、厳しい財政事情もありますが、自然公園としてハイキング等で多くの市内外の方が利用している現状を踏まえると、今日において都市公園(総合公園)として整備する必要性(必然性)は低いと考えております。	D

通番	内容分類	意見・質問の趣旨	回答	区分
4	②第5章見直しの検討内容に関する こと。	弘法山公園は立地上、防災機能などを求めるのは元々不可能です。 それであるのに、現在の基本計画の機能が備わっていないという理由で一律かつ短絡的に外すのは、公園個々の特性を生かした整備の観点から外れると思います。どのように考えますか。	ご意見のとおり、公園については、種別ごとに特性を活かした整備を行うべきであると考えます。弘法山公園については、緑の基本計画で求める機能が備わっていないことが理由ではなく、自然公園としてハイキング等で多くの市内外の方が利用している現状を踏まえると今日において都市公園(総合公園)として整備する必要性(必然性)は低いと考えられることから、総合公園としての都市計画の位置付けを廃止する方向性を出しています。	D
5	②第5章見直しの検討内容に関する こと	P14ですが、(私が考える)弘法山公園が有する「眺望」および、そこまでの動線となる「木々に囲まれた順路」「四季折々の木々を有する自然環境」「野鳥などの生息環境」が、他の公園で担保されていると結論付ける理由をお教え下さい。	本計画では、未着手の都市計画公園についてその都市計画の位置付けを見直すものです。今回、見直しの対象となった弘法山公園については、総合公園としての都市計画の位置付けを廃止する方向性を出していますが、現状の自然公園としての弘法山公園が無くなるわけではありません。 したがって、弘法山公園が有する「眺望」等の機能については、ご意見のとおり既存の自然公園としての弘法山公園で引き続き担保されると考えております。	D
6	③第6章今後の進め方に関する こと	P15の公園・緑地見直しですが、仮に弘法山公園が当てはまり、実際に見直しとなった結果、この公園は今後どうなっていくのでしょうか？ 利用者たる市民としてはそれが一番大事かつ関心事項であり、その内容が抜け落ちています。	都市計画で定める「総合公園」としての位置付けは見直しを行いますが、自然公園としての弘法山公園は現状は変わりません。ハイキングコース等の既存の施設の維持管理についても、これまでと同様に行い、市民や観光者に愛される公園づくりを目指してまいります。	D
7	④その他 (全体にわたる意見等)	巻末資料の「公園および緑地一覧」ですが、この中に街区公園として「はぎがおか公園」「さんぼんぎ児童遊園地」「しぶさわふれあい公園」などが載っていないのはなぜでしょうか。 載っていない公園があるならば、掲載基準なり理由を添えておくべきです。	3ページの第1章で示しているとおり、本計画では都市計画法第11条に基づき都市計画施設として定められた公園・緑地を対象としています。ご意見にありました公園は都市計画法で位置付けをしている公園ではないため、掲載していません。	D
8	④その他 (全体にわたる意見等)	弘法山公園は、ハイキングや散策及び観光目的で市内外限らず訪れる人が多く、現状のまま存続されることは意義があります。 しかし、立地上、防災避難場所やイベント会場としての役割を担うことは難しいため、都市型の総合公園としての役割を見直すことは妥当と思います。	現在の弘法山公園については、今回の見直し計画により都市計画としての総合公園の位置付けを見直したとしても、自然公園法により継続性が担保されているため、引き続きこれまでのとおり公園として存続します。	D

通番	内容分類	意見・質問の趣旨	回答	区分
9	④その他 (全体にわたる意見等)	総合公園は、市として必ず設けなければいけないものなのか。また、規模や箇所数など基準はあるのか。	総合公園は、一つの都市の住民全般が休息、鑑賞、遊戯、運動等総合的な利用に供する公園となっており、都市規模に応じ、1箇所当たり、面積は10ha以上を標準として配置します。	D
10	④その他 (全体にわたる意見等)	今回の都市計画公園・緑地の見直しにより、都市計画を廃止した場合、どのような影響があるのか。	通常、都市計画を廃止した場合、都市計画法に基づく建築制限がなくなります。今回の見直しの対象となっている弘法山公園の都市計画が廃止となった場合は、都市計画法の建築制限はなくなりますが、自然公園法の制限は残るため、現状には大きな影響はないものと考えます。	D
11	④その他 (全体にわたる意見等)	既存の弘法山公園(例えば、大根地区側)については、自然公園という位置付けもあることから、現状、維持・管理が不十分な箇所があるようだが、都市計画施設としての位置付けがなくなり、自然公園区域だけになることで、維持・管理や施設の設置ができなくなるということはないのか。	自然公園法のもと、大規模な施設整備については、厳しい制限がかかりますが、維持・管理は問題なく行えます。	D
12	④その他 (全体にわたる意見等)	弘法山公園は、どのような整備を行えば総合公園として位置づけることができるのか。	総合公園の整備に際しては、都市公園法に基づき、必要な範囲の用地を収用し、営造物公園としての整備が求められます。	D
13	④その他 (全体にわたる意見等)	弘法山公園については、昭和25年に公園の区域を都市計画決定しているが、地形等踏まえても、合理的な区域設定ではないように感じるが、どのような理由で都市計画の区域を決定したのか。	弘法山公園については、旧都市計画法の時代に都市計画決定をしており、その当時、他に都市計画公園の位置付けもなかったため、地形地物等は考慮せずに、配置論だけで総合公園を位置付けたものと考えられます。	D
14	④その他 (全体にわたる意見等)	秦野市都市計画公園・緑地の見直し計画では、本市の観光資源の一つである弘法山公園が見直しの対象となっているが、ただ未整備となっている公園・緑地の都市計画の変更・廃止を行うのではなく、周辺施設の関連性等を踏まえて、秦野市の観光施策の促進につながるような計画を策定してもらいたい。	今回の秦野市都市計画公園・緑地の見直し計画策定により、本市の都市計画公園・緑地のこれまでの都市計画決定について、整理ができますので、費用対効果や周辺施設との関連性を踏まえて、観光サイドと連携し、今後の観光施策の促進につなげていきたいと考えています。	D

通番	内容分類	意見・質問の趣旨	回答	区分
15	④その他 (全体にわたる意見等)	既存の弘法山公園については、自然公園という位置付けもあることから、現状、維持・管理が不十分な個所があり、大根地区の方では、土砂流出等が問題となっているが、都市計画施設としての位置付けがなくなり、自然公園区域だけになることで、維持・管理等、安全上必要な整備ができなくなるということはないのか。	自然公園法のもと、大規模な施設整備については、厳しい制限がかかりますが、維持・管理は問題なく行えます。	D
16	④その他 (全体にわたる意見等)	秦野市都市計画公園・緑地の見直し計画を策定し、弘法山公園の都市計画の位置付けを外すことで秦野市としてのメリットは何か。	メリットというわけではりませんが、現状の社会情勢等を踏まえた上で、都市計画運用指針により、未整備の都市計画施設に対して適時適切な見直しを行う方針が示されている中には、今後、既存の都市計画公園・緑地の見直しを行い、都市計画の位置づけの整理を行って行い、新規で公園や緑地を都市計画決定することはできません。 したがって、本計画は、都市計画の手続きに係る計画であるのと同時に本市のこれからの公園・緑地に対する観光面や環境面等の施策を促進するための重要な計画となります。	D
17	④その他 (全体にわたる意見等)	クリーンセンター周辺で富士見の湯が整備され、眺望等、弘法山周辺の魅力が再確認されている中で、周辺施設と連携し、弘法山公園を活かす整備を積極的に行っていくべきである。この計画は、そういった観光施策を進めるための計画としてもらいたい。	今回の秦野市都市計画公園・緑地の見直し計画策定により、本市の都市計画公園・緑地のこれまでの都市計画決定について、整理ができますので、費用対効果や周辺施設との関連性を踏まえて、観光サイドと連携し、今後の観光施策の促進につなげていきたいと考えています。	D
18	④その他 (全体にわたる意見等)	都市計画として見直さなければならないということは理解するが、実態上にも変わらないのであれば、現状維持でそのままという考えもあるのではないのか。	確かに、実態は大きく変わることはありませんが、現状の社会情勢等を踏まえた上で、国土交通省が定める都市計画運用指針により、未整備の都市計画施設に対して適時適切な見直しを行う方針が示されている中には、今後、公園や緑地を新規で都市計画決定する際に、必ず既存の未整備の都市計画公園・緑地についてその方向性を問われることとなります。 したがって、本市のこれからの公園・緑地に対する観光面や環境面等の施策を促進する上でも都市計画公園・緑地の見直しは必要な作業となります。	D

通番	内容分類	意見・質問の趣旨	回答	区分
19	④その他 (全体にわたる意見等)	これまで整備されてこなかったが市民の憩いの場であることには変わりはないため、関係課が連携を図った上で何ができるかを検討していただきたい。 夢があってよい、ビジョンを示し、整備計画を検討していただきたい。また、しっかりとした政策検討を企画課で行っていただきたい。	今回の秦野市都市計画公園・緑地の見直し計画策定により、本市の都市計画公園・緑地のこれまでの都市計画決定について整理ができますので、費用対効果や周辺施設との関連性を踏まえて、関係各課と連携し、今後の弘法山公園周辺の観光等施策の促進につなげていきたいと考えています。	D
20	④その他 (全体にわたる意見等)	まず、本件パブリック・コメントに限らず各部署全体に言えることですが、意見募集の記入フォーマットが統一されていません。ここではテキストボックスを貼り付けていますが、ワードの書式だったり変換が必要な部署もあります。 今後は各部署で調整の上、パブリック・コメント統一のフォーマットをお願いします。	ご意見として受け賜わり、参考にさせていただきます。	D
21	④その他 (全体にわたる意見等)	回答者の職業分類の選択肢も分かりにくいです。「居住者」なのか「納税者」なのか「勤務・通学者」なのかがごちゃ混ぜになっており、例えば市内在住の企業経営者で、自身の家と勤務地が違っていたらいくつも印がつくこととなります。 要するにパブリック・コメントできる条件・資格をそのまま選択肢に持ってきているから、こういう不都合が出てきます。これも要改善事項です。	ご意見として受け賜わり、参考にさせていただきます。	D